

## ●○●北海道からのお知らせ●○●

### 65歳以降の定年の引上げや継続雇用制度の導入を検討している事業主の皆さまへ

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援の実施が盛り込まれたことを受け、65歳超雇用推進助成金を創設し、65歳以上への定年引上げ等を行う企業に対して重点的に支援を行うことで、65歳以降も希望者全員が安心して働ける雇用基盤を整備するとともに「生涯現役社会」の構築を図ります。

#### ◆概要

平成28年10月19日以降に労働協約または就業規則に以下の制度を規定し、制度を実施した場合に助成（1事業主につき1回限り）

導入する制度	助成額
①65歳への定年引上げ	100万円
②66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止	120万円
③希望者全員を66歳～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
④希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

※①～④の複数の制度を合わせて導入した場合は最も高い額のみ支給

◆問合せ・申請 独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構  
北海道支部 ☎011-622-3351

### 法人道民税等の申告等を電子で



法人道民税・事業税及び地方法人特別税の申告及び各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム（エルタックス）のホームページから利用開始の手続きが必要になります。

◆エルタックスホームページ <http://www.eltax.jp/>

◆道税ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/dshinkoku/>

◆問合せ 札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課 ☎011-281-7834

### 働いている調理師の皆様へ！

- 調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければならないと定められており、今年は届出の必要な年となっています。
- 届出が必要な調理師の方とは、次の施設、店舗で調理の業務に従事している調理師の方です。
  - ・寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
  - ・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業
- 届出は、あなたが働いている地域を担当区域としている北海道全調理師会小樽支部（所在地 小樽市花園3丁目9番1号 華舟内 ☎0134-23-2237）に1月15日（日）までに提出してください。
- 届出用紙は、倶知安保健所余市支所に備えてあります。  
また、インターネットでの届出も可能です。次のウェブサイトアドレス（URL）もしくはQRコードからアクセスしてください。

#### ◆ウェブサイトアドレス（URL）

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=AOVie6SV>  
（QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）

◆問合せ 倶知安保健所 余市支所 ☎0135-23-3104

